

52 介護保健施設サービス

届出項目	届出時記載事項 (変更前・変更後)	添付(用意)を要する書類		備考
		付表、 標準様式 又は別紙	変更内容を記載する様式名 又は 要件を満たすことを確認する書類	
<b>開設許可事項変更申請書(別紙様式第一号(九))を提出する事項</b>				
敷地面積	・敷地面積 ○○○㎡	標準様式3	指定変更申請書に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類 平面図 土地の登記事項証明書及び公図	
建物の構造概要・施設及び構造設備の概要	・建物の構造概要(建築確認済書・建物の登記事項証明書)のとおり ・施設及び構造設備 標準様式3及び標準様式4のとおり	標準様式3 標準様式4	建物登記前の場合 建築確認済書 建物登記後の場合 建物の登記事項証明書 平面図 設備・備品等一覧表	建物の構造に係る変更…変更許可手数料 33,000円が必要。(納付方法は市証紙又は納付書)
施設の共用の場合の利用計画	別紙 共用利用計画書のとおり	標準様式4	共用利用計画書(任意様式) 設備・備品等一覧表	
利用者、入所者又は入院患者の定員	・定員数	標準様式1	変更月の従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 資格証の写し(必要に応じて)	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・入所定員の場合は、運営規程
運営規程(職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。)	・運営規程 第○条(変更内容の要約)	標準様式1	変更後の運営規程 変更月の従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (必要に応じて)資格証の写し	
協力医療機関の変更	別紙1 協力医療機関に関する届出書のとおり	別紙1	協力医療機関に関する届出書 別紙1に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類 各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)	
<b>管理者承認申請書(別紙様式第一号(十))を提出する事項</b>				
施設の管理者	申請書該当項目に記載		経歴書 医師免許証の写し	
<b>変更届(別紙様式第一号(五))を提出する事項</b>				
事業所(施設)の名称	・事業所(施設)の名称	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の指定等に係る記載事項	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程
事業所(施設)の所在地	・事業所(施設)の所在地	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の指定等に係る記載事項	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等
事業所(施設)の建物の構造及び専用区画等	・建物の構造 標準様式3のとおり ・専用区画 標準様式4のとおり	標準様式3 標準様式4	平面図 設備・備品等一覧表	建物建築時の設計図面等の添付等で差し支えない。
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。)	・管理者氏名	付表第一号(十六) 標準様式1	介護老人保健施設の指定等に係る記載事項 変更月の従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料(従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表等)の添付でも可とする。)
運営規程【変更事項が以下の①～③のいずれかを含む場合】 ①従業員の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員/入居定員及び居室数の減少	・運営規程 第○条(変更内容の要約)	標準様式1	変更後の運営規程 変更月の従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (必要に応じて)資格証の写し	
運営規程【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・運営規程 第○条(変更内容の要約)		変更後の運営規程	
協力医療機関・協力歯科医療機関	・協力医療機関 ・協力歯科医療機関	付表第一号(十六) 別紙1	介護老人保健施設の指定等に係る記載事項 協力医療機関に関する届出書 各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)	当該協力医療機関との契約の内容(協力歯科医療機関があるときは、その名称及び契約の内容を含む)
利用者、入所者又は入院患者の定員	・利用者の定員、入所者又は入院患者の定員	標準様式1	変更月の従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 資格証の写し(必要に応じて)	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程(定員変更の場合)
併設施設の状況等	・併設する施設の概要		左記の変更内容がわかるもの	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	(異動・変更が生じる) ・介護支援専門員の氏名 ・介護支援専門員登録番号	標準様式7 標準様式1	介護支援専門員一覧 変更月の従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。

※ 電子申請届出システムにより届出を行う場合は、届出記載事項は電子申請画面及び付表入力画面へ入力してください。  
※ 電子申請届出システムにより届出を行う場合は、変更届の添付は不要です。